文京区男女平等参画推進計画(令和4年度~令和8年度)評価について

1 計画評価の実施

計画事業

「事業番号 124 計画評価と重点項目の指定」(計画 90P)

男女平等参画を全庁的に推進するため、各所管課の事業について、推進状況を把握する評価方法を検討するとともに、重点項目を指定し、計画の推進を図る。

2 評価方法

それぞれの計画事業について「男女平等参画の視点」に基づき評価を行う。

【男女平等参画の視点】

- A 男女平等意識の向上を促している。
- B 男女があらゆる分野に参画できるよう支援・配慮している。
- C 男女の人権が尊重されている。性別・性的指向及び性自認を理由とする人権 侵害が起きないよう配慮している。
- (1) 各所管部署から前年度の実績を報告
- (2) 男女平等参画推進会議で推進状況を評価
 - ・ 全事業について内容確認し、必要に応じて意見を付す。
 - ・ あらかじめ定めた重点項目 (12 事業) について、計画期間中継続して内容を審議し、 進捗に向けた具体的な指摘等を行う。

【重点項目の選定方法】

- ① 推進する効果が大きいもの
- ② 提言を生かした成果が確認できるもの
- ③ 短期間では成果が出にくいが、継続的な取組が必要な事業

3 男女平等参画推進計画推進状況報告書の作成

|「事業番号 17 男女平等参画推進計画推進状況報告書の作成 | (計画 38P)

文京区における男女平等参画の推進状況を明らかにし、男女平等参画社会に関する理解と関心を深めるため、計画の実現に向け推進していくために、男女平等参画推進計画推進状況評価報告書を作成する。

【年間スケジュール(案)】

月	推進会議	事務局·所管部署
4月		報告書配布
5月		前年度実績調査
6月		回答集約
7月初旬	〈第1回〉 前年度実績調査報告(重点事業)	
8月		
9月初旬	〈第2回〉 前年度実績調査報告(重点事業及び計画	
	事業)、女性活躍推進計画実績報告	
10月下旬	〈第3回〉 前年度評価の審議 ←	→ 回答
11月		
12 月		
1月中旬	〈第4回〉 前年度評価決定	
2月		
3月		